

「水源開発問題全国連絡会」結成集会

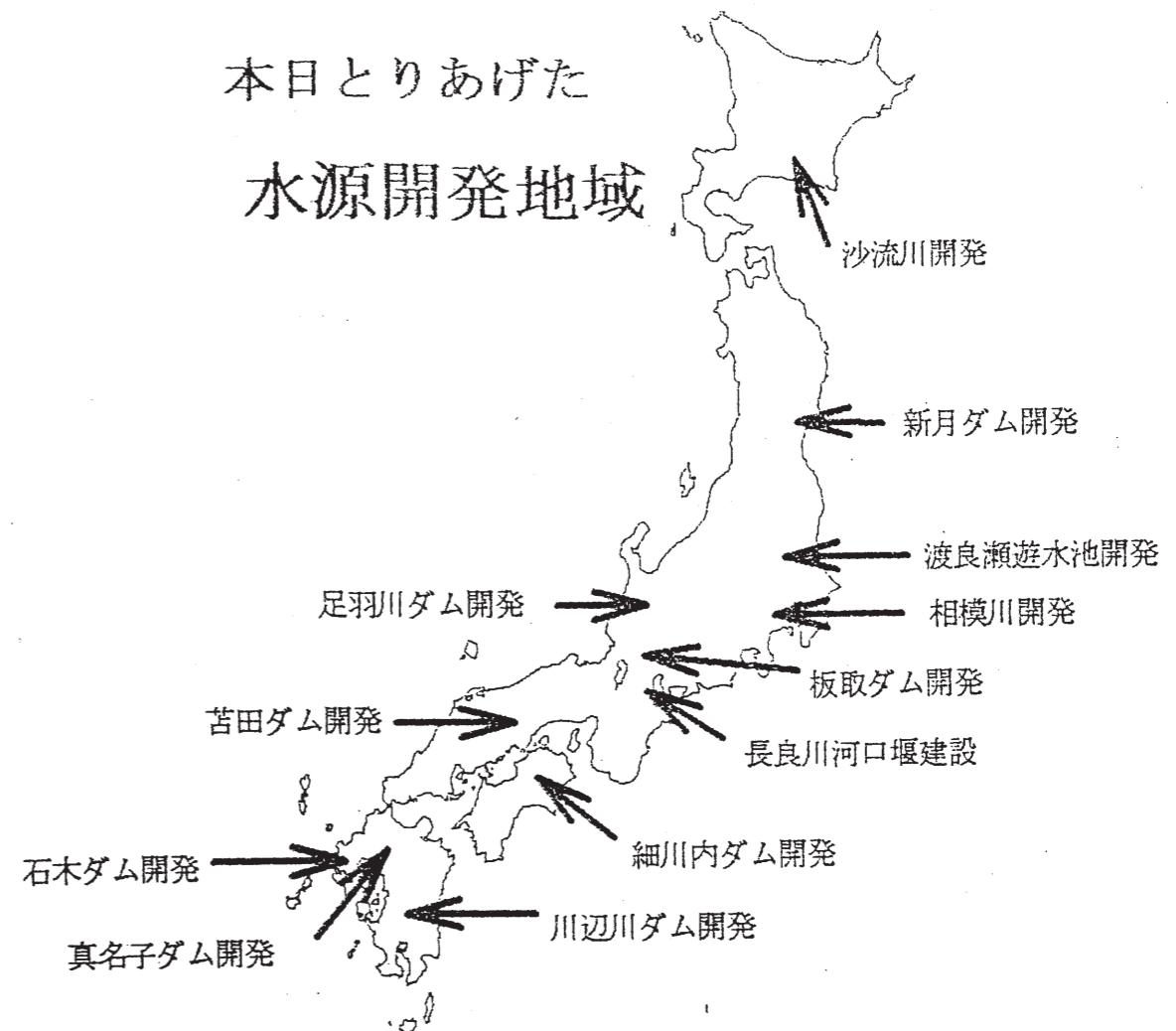
1993年11月16日

1. 「建設大臣との話し合い」(報告)
2. 各地からの報告
3. 全国連絡会のこれから活動
4. 結成宣言

資料集の目次

1. 建設大臣への各団体の要請文	3~11
2. 各水源開発問題の参考資料	
(1) 二風谷ダム・平取ダム問題	12
(2) 新月ダム問題	13
(3) 渡良瀬遊水池開発問題	14
(4) 相模大堰問題	15
(5) 長良川河口堰問題	16
(6) 足羽川ダム問題	17
(7) 苦田ダム問題	18
(8) 細川内ダム問題	19
(9) 真名子ダム問題	20
(10) 石木ダム問題	21
(11) 川辺川ダム問題	22
(12) 東京の水を考える会のメッセージ	23

本日とりあげた
水源開発地域



参加団体	清流球磨川・川辺川を未来に手渡す会	(熊本県)
(順不同)	真名子ダム建設反対星野村協議会	(福岡県)
	細川内ダム反対連絡協議会	(徳島県)
	苦田ダム阻止期成同盟会	(岡山県)
	苦田ダム土地共有者の会	(")
	美山町ダム反対期成同盟会	(福井県)
	足羽川ダム阻止全国地権者同盟	(")
	長良川河口堰建設差止訴訟原告団	(岐阜県)
	長良川を愛する会	(")
	長良川河口堰建設に反対する会	(")
	宮ヶ瀬ダム問題を考える県民の会	(神奈川県)
	相模川キャンプインシンポジウム	(")
	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会	(栃木県)
	新月ダム建設反対期成同盟	(宮城県)
	沙流川を守る会	(北海道)
	東京の水を考える会	(東京都)
	ほか	

建設大臣
五十嵐広三 殿

1993年10月 日

要 請 書

日本、いたるところで、水源開発が画策されています。そのほとんどは30～40年も前に立てられた計画（構想）に基づくものであり、現在は開発の根拠を失っているといわざるをえません。根拠を失った開発、開発のための開発には見直しがされて当然です。

水源開発予定地に指定された地域では、「どうせいはずれは水の底に沈む所だから」ということで、地域振興対策がおろそかになり、住民は先き行きに対する不安感と孤立感から憔悴に落とし込まれています。それも根拠を失った開発というのでは、人道上許されるものではありません。

私たちは今まで「地域のことは地域で」という自治の建て前を尊重し、関係省庁の地域機関に計画の見直しを要望してきました。しかしながら不当にも無視をされ続けてきました。地域の機関には計画の見直しをする当事者能力がない、と判断せざるを得ません。

そこで、これらの問題の最終責任者である建設大臣にたいし、以下の事項に関して私たちと話し合いを持たれることを要請します。

話し合い事項

- 1、問題とされている水源開発計画の見直し。特に水源開発の必要性の有無について
- 2、問題とされている水源開発計画に関する話し合いの保証について
- 3、関連情報の公開の保証について

建設大臣には多忙のことと思いますが、話し合いが実現するよう、よろしくお願ひいたします。

水源開発問題全国連絡会 連絡先

東京都千代田区平河町1-7-3

建設大臣
五十嵐広三様

要請書

私たちは本日、五十嵐建設大臣と水源開発問題に関する初めての話し合いを持ちました。時間が短く、話し合いは不十分でありました。ここで、本日の話し合いの内容を確認し、今後につなげる意味をこめて、私たちの要望を簡潔に述べます。検討の上、善処されることを望みます。

記

- 1、水源開発計画を見直し、とりやめも含めて再検討すること。
- 2、関連する資料を公開すること。
- 3、今後この問題について、私たちと誠意ある話し合いを続けること。
- 4、建設省内のこの問題の担当者（私たちの交渉相手）を明らかにすること。
- 5、あわせて、地区ごとの担当者（私たちの交渉相手）を明らかにすること。
- 6、建設大臣と私たちのあいだで、公開の「話し合い」をもつこと。

1993年11月16日

水源開発問題全国連絡会

連絡先 千代田区平河町1-7-3

（なお、本要請書に関する事務は、当面、叶俊寛秘書と本会事務局が担当したいと思います。）

國語

西郷川・川辺川を未來へ
升るす流域市町の今

三國志

川辺川ダム建設の中止要請を要請する。
このダムは、本地域の振興と住民の福利になんら利益あるといひ難く、自然環境の破壊をもたらし、地域住民の愛護心を阻害するのみであります。

卷之三

治水・利水・発電のダム建設三目的は、計画当初より三十年が経過し、社会情勢は大きく変化した中すでに破綻している。

、ダム建設の大きな目玉である、かんがい用水事業については、対象農家の九割が参加しないと言つてゐる。其の理由は、

(1) 人吉球磨地方での農家の後継者不足が深刻であること。

(2) 図画整理及び憲政政策によつて、有効な水の利用が不可能である。

(3) 一般畑作、飼料作物、桑などの作付から、収益性のある果樹栽培へ計画変更をせまられているが、県営・団体営の区画整理及び末端の導水管その他の農業施設の整備のため相当額の初期投資に対象農家は対応できない。(積金と回収で負担するものもある農家は敢へるほどない。)

(4)ダムの基本計画の中に「かんがいのための取水は、河川の正常な機能の維持に支障を与えないよう行うものとする」とうたわる

本でいるため、又当り方を必要がとまつて方などはないと言ふが、かくいふ説明である。

(6) 農地転用で対象面積が減少したこと、平成六年事業完了予定が大幅に延びたことなどの理由により、国が計画見直しの作業に取り組むこととなりました。

着手した事で、スタート時に全部国営で完成をせるとのウソの宣伝によつて、無理やり區画せられた農家の多くが不参加に回ると言つてゐる。

有地は同意が取れないので手つかずのままで、今後造成がなされるのは農地造成についても国営採択基準を大きく割り込む状態であること。

(7)申請事業といいながら、国が計画を作つて県に押しつけ、県が市町村に押しつけているのが実情であります。この様な農家や自治体の首を絞めつける施策は即刻中止すべきであります。

治水については、これまでの大きな水害が頻繁に発生したのは昭和四十年代までで、昭和五十年代に入つてからは起つたくなつてゐる。其の理由としては、

①球磨川の河川改修が進み、人吉市内の堤防の完成、内水排除ポンプなどの施設が完備した事。
②金山林の四割近くの功業林が今や、五・三〇まで成長し、木のダメが復活しつつあること。

発電については、

(1)ダム建設に伴い新設の相良発電所の
最大出力一六、五

(2) ダム建設に伴い廃棄される発電所
①川辺川第一(九電所有)

②川辺川第二
最大出力二五〇〇キロワット
最大出力八、
二〇〇キロワット
(チツソ所有)

④ 竹の川発電所（水没はないが、同時閉鎖）

四つの発電所のトータルは、
最大出力一八、九〇〇キロワット

川辺川ダム建設による電力の収支は逆転し、一、四〇〇キロワットの赤字となり、発電がダム建設の目的には入らないことになる。

建設大臣 五十嵐 広三 殿

1993年11月16日

徳島県那賀郡木頭村長 藤田 恵

要 請 書

細川内ダム白紙撤回につきましては、去る9月16日村有権者の75%の反対署名を添えて陳情をいたしましたところ、さっそくご検討される等のご回答をいただき誠にありがとうございました。

反対の理由の要点は、①1975年5月、村長の委嘱した審議会が「建設省・県よりの細川内ダム調査申入れは拒否すべき」との結論をだし、これ以降一貫して細川内ダム反対が村の公式態度であること。②村議会も1976年以来約16年間に「細川内ダム反対決議」や、ダム反対に関連する決議案を8回も決議し、現在もダムに賛成する村民は1人もいないこと。③村中央部にダムが建設され“清流”がなくなると、あらゆる面で“川”に依拠した村民の生活は根底から覆され、過疎に抬轍がかかるることは火を見るより明らかであり、木頭村は壊滅状態に追い込まれること。④ダムの目的と建設省のいう、100年に1回の洪水対策や、工業用水の確保等は、計画から20年以上も経過しており、ダムの必要性の根拠は完全に失われていること。⑤ダムは広大な山林や農地を水没させ、ヘドロや堆砂による濁水の恒常化等による生態系の破壊。上流の堆砂、下流や海岸の侵食。数十年後には堆砂等によりダムの機能はほとんど失われ巨大産業廃棄物となること。以上の5点でしたが、大臣は「県ともよく話し合って欲しい」とのことでした。

ところが10月5日に新しく就任した、圓藤寺穂徳島県知事は就任時の記者会見や県議会で「今までの知事のようにゴリ押しはしない」「村の意思を確認してやるかどうかを決める」「重要事項の取消し（国へ要望しているダムの）もあり得る」等ダム計画の見直しを含む発言をされております。

したがって来る11月18日、圓藤知事に正式に、村の強い『反対の意思』を伝えますので、上記発言から村の『反対の意思』は必ずご理解されると確信致しますので、今年度もほとんど執行されていない、細川内ダム関連予算については来年度は見直しきされ、村民が20数年ぶりに安心して暮らせますようお取り計り下さいことを強く要請致します。

以 上

陳 情 書

建設大臣

五十嵐 広三 殿

福岡県、ハセ郡星野村

真名子ダム建設反対星野村協議会

真名子ダム建設計画反対について

真名子ダム建設計画は昭和46年9月18日福岡県の
星野川真名子地区ト星野川ダム(13,800t³)の建設
計画が発表されまいか次へ年中に至り村民全員絶体
反対となりました。國の計画を発表工始め陳情はす。

就

1. 地域住民の生活を重視し、都市優先、企業優先
のダム建設計画に絶体反対す。

2. 土の礫島となり、生息基盤を奪い、自治体も崩壊
させかねたダム建設計画に絶体反対す。

3. 玉露の里、星野村は我々の誇りである。

我々は、日本一の豪華ト芝草くの庭を守るために
ダム建設計画には絶体反対す。

4. 我々は愛された自然と豊かな山村、そして長い
歴史の中で培われた星野村をいかで名前を
ダム、又ダムの大川にかかわらず村民総意のもと
2. ダム建設計画に絶体反対す。

星野村

一九九三年十一月十六日

建設大臣 五十嵐 広三 様

苦田ダム問題の解決に努力して下さい

苦田ダム建設阻止期成同盟会

委員長 池上登喜一

ストップ・ザ・苦田ダムの会

代表 矢山有作

苦田ダムに反対する県民の会

会長 石田正也

苦田ダム土地共有者会

会長 由比浜省吾

一九五七年十一月十八日、山陽新聞紙上で当時の岡山県苦田郡苦田村に苦田ダム建設計画があることを知った村は直ちに臨時村議会を開いてダム反対を決議し、ついで村民大会を開き、苦田ダム絶対反対を決議するとともに、「苦田ダム建設阻止期成同盟会」を結成しました。

五九年苦田村と奥津、羽出三村の合併で奥津町が発足しましたが、新町議会も苦田ダム阻止の決議を行つとともに苦田ダム阻止特別委員会条令を制定し、町をあげて、ダム阻止に取り組むことを明らかにしました。以来、三十六年間、ダム阻止の闘いが続いております。

苦田ダムは最初、農林省所管のダムとして計画されたのですが、途中で建設省所管となり、八一年苦田ダム基本計画が県議会の同意を経て告示され、八九年度完成、総貯水量八、五〇〇^万立 方米、総工費約八八〇億円など、その全体像が明らかになりました。この基本計画は九〇年に変更され、九八年度完成、総工費一、三五〇億円になりました。この間、奥津町においては、苦田ダムについての調査、研究を国土問題研究会に依頼し、同研究会は一年半に及ぶ調査、検討を経て、苦田ダム建設に伴う詳細な問題点を「環境影響調査」として発表いたしました。その中で、苦田ダムは利水上の必要は全くない、治水上の効果も殆んど期待出来ないばかりか、ダムサイトおよびダム周辺の地質はダムに適さない極めて危険な地質であることを指摘しています。ダム建設にかかるこれ等の基本的な問題について資料提供のうえ、納得のゆく説明を求める町や「建設阻止期成同盟会」に対し、建設省や県はただの一度も誠意ある対応をしないばかりか「ダムの白紙撤回はあり得ないのだから」と、ダム建設に同意を迫ることに終始し、金と権力にものをいわせる悪い策動をくりかえし、町民分断と水没地権者の切崩しに狂奔してきました。特に、建設省にかわり、前面に出てダム推進をはかる県は、苦田ダムによる取水予定の都市用水（日量四二万立 方米）の受け皿として下流市町等で「吉井川広域水道企業団」を発足させ、水は足りているという大部分の市町に、強引に配分水量を引き受けさせると共に、それら市町などで「吉井川水源対策基金」を設け、ダム建設同意の水没地権者に対し、この基金から「協力感謝金」などを交付することにしました。特に協力感謝金については、同意の時期によって、交付額に差をつけるなどまさに、力ネを工サに水没地権者の切り崩しをはかると共に、就職を利用したり、身内、親類縁者にまで手をまわして同意を迫るなどの策を弄してきました。町に対しては、国・県の補助事業や起債の執行留保や内示の撤回などさまざまな行政圧迫を加え、四年の間に三人の町長が辞任に追いやられるなど、言語に絶する非道な手段を使つてダム容認を強要して参りました。

八九年十月、「建設阻止同盟」から立候補し当選した森元三郎町長（去る十月の選挙では落選）が就任後、ダム容認に転じ、町・県・建設省の三者間で作成された奥津町地域総合振興計画調整案（十カ年計画、三〇六事業、約一、三七〇億円）が提示されていますが、各事業の事業費は計上されているのに、事業主体、国、県、町の事業費の負担区分、水特法適用事業などは明らかにされず、町自体も説明出来ないで、町議会でも論議のしようがないとされたままでです。

右は、これまでの極めて大きっぽな経過ですが、このうえに立つて、左記事項につき、大臣の格別の「配慮」と「決断」を賜りたくお願い申し上げます。

- 一、 利水、治水にも必要がなく、かつ地質上危険と指摘されている苦田ダム建設を取りやめていただきたい。
 - 二、 苦田ダムにかかる充分な資料を提示し、今からでも誠意ある話し合いをするようにしていただきたい。
 - 三、 ダム建設推進による住民追い出しの結果、町は過疎化・高齢化し、荒廃した地域で、営農や生活維持に困難をきたしているダム不同意の住民が安全、安心した暮しが成り立つよう緊急に対策を講じていただきたい。
- 「国民に眼をむけた政治」の実行を明言され、これまでの政治、行政の在りようにより大きな改善を進められようとしている細川政権の建設大臣に大きな期待をよせ、右の三事項につき実現するよう重ねて格別の「配慮」をお願い申し上げます。

1993年11月16日
美山町ダム反対期成同盟会
会長 小田中守人

建設大臣
五十嵐広三様

要請書

福井県を流れる足羽川には、美山町地点で多目的ダムの建設が予定されています。私たちはこのダム建設に対して、以下に挙げる理由で反対しております。建設大臣には状況をご理解の上、このダム建設計画の見直しをされることを要請いたします。

反対理由

- 1、ダム建設予定地は、県都の福井市へ20数キロ、車でわずか20数分の所に位置している。私たちの古里は、有名な寺社もあり、毎日通勤可能の、緑に囲まれた、すばらしいベッドタウンの地である。
- 2、予定地域は、全国に誇りうる杉の大木が各所に分布している、有名な足羽川流域林業地域であり、その要の地である。
- 3、水需要からみると、福井新港に計画された重化学工業団地は幻におわり、今後の大きな伸びは予想されない。現存の水源で将来も十分に対応できる。治水面からみても、戦後植林された杉林が、立派に緑のダムの役をはたしている。
したがって、利水面からも治水面からも、足羽川ダム建設の必要はまったくない。
- 4、必要性のまったくない足羽川ダム建設は、自然破壊の悪そのものである。
- 5、人口数千人の池田町がこの計画ダムの上流に存在する。たとえ水を貯めたとしても、そこからの排水も貯め込むことになり、藻類の繁殖なども引き起こし、将来、下流の福井市が汚染されたダム湖の水のため、きわめて重大な悪影響を受けることは、火を見るより明きらかである。
- 6、ダム計画地の中の横越集落での山腹崩壊のように、花崗岩が風化した土質が各所にみられるこの地域は、昔から大崩壊が頻発している地域である。ダム建設は危険きわまりない。
- 7、我々の古里は、過疎にはまったく関係がなく、若い者と老人が同居している家庭が多い。このような恵まれた地域社会をダムの底に沈めるのは、余りにももったいない。

建設大臣に聞けサガ

政治の威信にかけても再検討を！

福井県河田町を原堤へいたる河川三ヶ、河口町を経て福井市に貢湯川へ、越へ川原湖に注ぐもの。この美山町と福原町に一六年前から建設途上、タムを計画しておる。去年は、大蔵省が建設と実施予算を認めたところ、從来通りの調査予算に終わりました。

一、建設外側堤防は福井市がドーム工法で、その大壁木は全國で名高い、木田や豊かだ、今後も発展が望むべき地盤です。

二、ダム建設の理由は治水と利水と申しますが、その実現が全くないところが福井県の一般的な認識です。即ち、ダム調査専門局が、今後一概に建設で済む説明をしてござせん。

三、かくして定期は、昭和三四年の建設大臣は、河川の多くが河川大規模の治水施設を既に建設された樹立した建設大臣でもある。

且、同県は昔から河川の多発する軟弱な地盤で、そのため山崩れが続発しているほか、当然、ダムが出来ても、必ず壊かれてしまつては困るわけである。

それば、政・山・河・ダム・河川の過去の遺物

政治構造の一変した既故郷、山脈の命乞いに五十嵐建設大臣。その歴史とかじめ、無田が河川ダム計画の呪縛といふ歴史が、年度政令を算定して河川ダム計画を從来通りの監視が難のため心から懇請いたしました。

一九九三年十一月十六日

代表 福井与郎

五十嵐達三建設大臣殿

板取ダム建設問題に関する要請書

私達の住んでいる板取村は、岐阜市より40km、長良川支流の板取川最上流にあり、村の総面積約2万ha、その殆どが山林です。人口2200人、戸数約640戸でございます。この板取村に対し、建設省が昭和39年にダム建設計画を発表しました。

えん堤の高さ115m、貯水容量一億tとと言うことで、村は騒然となり、村民一丸となって反対致してまいりました。

私達の板取村の山々には自然林、杉、檜がうっそうと繁っており、そこから流れ出る板取川は日本でも類なき豊富な清流と申しても、過言ではないと思われます。

以前、上松知事の時代に「板取村にダムをつくらない」と知事発言があり、その後は静穩になっています。しかし、私達は建設省からのダム計画撤回の発表は聞いておりません。もしダムが建設されると、何百年来の墳墓の土地を立ち退かなければなりません。今迄にダム水没地域から移転した方の体験談によりますと、生活再建の目処の立たないのが実状です。

長良川の清流・板取川をはじめ、素晴らしい自然と人間との共存を最大の価値とする思想こそが真の豊かさを生み出す社会を実現するのです。

今後、長良川、板取川にダム建設の計画がされないよう、切に要望致します。

1993年11月16日

建設大臣

五十嵐 広三様

岐阜県武儀郡板取村

板取ダム建設反対代表

長屋 かずゑ

建設大臣 公文三段

6

1993年11月16日
長良川河口堰建設差止訴訟原告団
渕 潤
村

長良川河口堰は布葉計画の公示より20年前、この間諸情勢の変化にもかかわらず、いまだ本体工事は完成間近の如くあります。然しそこで使用に供する当時は不可欠の諸施設は、堰本体建設費(1500億円+340億円)の2倍以上(推定4000億円超)を要すことを考慮すれば、従来工事費の3割以下ではあります。長良川河口堰問題はわが国の河川行政と中央(官庁)集权化を告発するシンボルとの視点は立つて要請いたします。

記

- 1、長良川河口堰建設事業をとりえず停止し、94年度予算への計上を留保する。
- 2、木曽川水系にかけた「都市用水等の需給関係についてはあらためて(既存の有効とは)別個の「香嵐会」における再検討する。
- 3、木件事業者に開催して計画を示す長良川上流域構想はこれを廃棄する。
- 4、別途提出
- 5、木曾川水系への影響
- 6、木曾川水系と生態系への影響
- 7、木件事業者による公团についは――との利水事業はいつまでも実現しないと見直す。
- 8、水資源開発公団についは――独立採算年1の企業会計制度を導入すべき方向を示す。

建設大臣 五十嵐 広三 殿

1993年11月16日

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
代表世話人 高松 健比古

渡良瀬遊水池の自然環境保護と 第2貯水池計画撤回等を求める要請書

栃木県下都賀郡藤岡町を中心として、栃木・茨城・群馬・埼玉の4県2市4町に広がる渡良瀬遊水池は、広さ3300haの日本最大の遊水池であり、全国屈指の内陸の湿地です。ここはかつて足尾鉱毒事件の犠牲となった谷中村があり、田中正造をはじめ先人の血と汗が染み込んだ地でもあります。足尾の鉱毒は現在もなお土中に大量に堆積していますが、広大なヨシ原は水と大気を浄化し、無数の動植物を育んできました。追いつめられた湿地の動植物にとって、現在の遊水池はまさにかけがえのない場所なのです。

しかしその一方で、遊水池南部には広さ450haのコンクリートで囲まれた貯水池（谷中湖）が造成され、「アクリメーションランド」計画、その他で2つのゴルフ場もできるなど、近年の開発行為は大規模な自然破壊を引き起こしてきました。

国際空港化計画まで浮上している現在、このまま従来の延長線上で開発が進めば、この日本屈指の湿地は大きく破壊され、動植物に壊滅的打撃を与えるばかりか、遊水池本来の目的である水の調節機能や水質浄化の役割が著しく失われ、土中の有害物質が再び地上に現れて、広範囲の汚染を引き起こす危険性もあります。

現在建設省では、遊水池東部の「第2調節池」内に新たな貯水池（第2貯水池）を計画していますが、「ワシタカ類の越冬地として東日本随一」といわれる遊水池でもとりわけ優れた環境が、貯水池の造成によって根本から破壊されることは必至であり、到底容認できません。また第2貯水池が必要とされる根拠も、首都圏の水問題を考えて行けばすでに破綻していることは明白です。先述の「谷中湖」が大失敗の事業であったことは建設省自らが認めるところですが、「長良川河口堰」の轍を踏むことなく、過去の遺物たる第2貯水池計画は速やかに撤回すべきなのです。

私たちの「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」は、1990年9月に結成以来、今まで渡良瀬遊水池を守る各種の運動を展開してきました。遊水池の広大で豊かな環境が、自然と歴史を正しく伝える生きた環境教育の場となることを、私たちは心から願っています。またその実現のために今後も活動を続けていく所存です。

建設省は第2貯水池計画を撤回し、アクリメーションランド計画を全面的に見直すなど、遊水池をこれ以上破壊する開発行為を直ちに止めて下さい。そして将来にわたって遊水池の自然が保存されるために「ラムサール条約」の登録地とするべく、環境庁や地方自治体と速やかに協議して下さい。——以上、私たちは強く要望致します。

建設大臣
五十嵐広三 殿

1993年11月16日

相模川キャンプインシンポジウム
代表 岡田 一慶
229相模原市中央4-2-7
tel 0427 (56) 6916

相模川の相模大堰について（要請）

相模川の中流域、厚木市と海老名市の間に計画中の相模大堰は相模川水系建設事業の一貫で、宮ヶ瀬ダムの開発水を取水する施設です。事業主体は神奈川県内広域水道企業団です。この計画は開発されし尽くした相模川にあって、いまだに自然生態系が残っている貴重な場所を全面堰止めして、広い湛水域をつくるものです。

私たちは相模大堰が計画通りに完成すれば、回復不可能なダメージを相模川の生態系に与えると考えます。そこで、取水規模の縮小と、自然にやさしい取水方法を代替案として提案しています。しかしこれを実現するためには、さまざまな協力がなければ不可能です。よって以下の問題についてご検討いただきたいと要請いたします。

記

- (1) 宮ヶ瀬ダム開発は、秒15トンの取水を可能にする計画で進められていますが、相模大堰代替案研究会が試算した結果は、1日秒7トンが限界となりました。神奈川県内水道企業団はこの結果について、「建設省が秒15トンを開発できるといつている。私たちはデータを持っていない。」との主旨を述べています。ぜひ、宮ヶ瀬ダムでの現実的な開発水量を明らかにするデータおよび計算方式を公開してください。
- (2) 平成2年度の神奈川県第7回アセス審査会で、相模大堰の審査が行なわれましたが、審査要求資料の中に、建設省の水理模型実験に係わる部分がありました。しかし「これは公開すると事業の進捗に影響が出るので、公開するのなら出せない。」という事業者の圧力によって、審査資料からはずされ公開されませんでした。このような秘密主義的な体質は改善されることが必要です。ぜひ、このアセス審査要求資料を公開してください。
- (3) 建設省は、水辺空間を水とみどりの貴重なオープンスペースとする国民の期待に応えて、「生物の良好な生育環境を保全、あるいは創出する多自然型川づくり」を推進しています。相模川でも多自然型川づくりは必要であると考えます。自然にやさしい取水方法は、生物の良好な生息環境を保全する上で、有効であるとお考えですか。見解をお願いします。

以上

1993年11月16日

建設大臣

五十嵐 広三 殿

にいつき
新月ダム建設反対期成同盟

要　請　書

森は海を　海は森を恋いながら

悠久よりの愛紡ぎゆく

森は海の恋人であり、大川（宮城県・二級河川）は、流域の森の民と、気仙沼湾で養殖漁業を営む漁民とを深く結びつける糺となっています。森に降った雨は、腐葉土を通り、川となり、海に注ぐ。そして植物プランクトンの発生を促します。海の食物連鎖の原点は、海や川にではなく、森にあるといえます。

宮城県は、新月ダムは養殖漁業に役立ちますとアピールしていますが、科学的な裏付けがありません。漁民たちは、汽水域の植物プランクトンの発生のメカニズムを解明するために、独自の調査活動をはじめ、新月ダムの建設に重大な疑念を持つようになりました。

私たちが、今まで新月ダムの建設に反対を続けてきた理由は、郷土の森や田畠によって守られてきた自分たちの生活を、子や孫たちにも残してやりたいという素朴な願いにあります。そのためには、森も、川も、海も健全でなければならぬことを知っているからであります。

私たちは、ダム建設が地域社会と、河川環境と、海の生態系をいかに破壊してしまうかを知りました。

新月ダム建設計画の見直しを求めるに当って、特に次のことご留意下さるようお願いいたします。

1、気仙沼市は、構造的な人口減少が長期にわたって続いております。上水道水源のための新月ダムは、30%近い漏水の解決と、河川維持用水と暫定水利権の見直しによる、新月浄水場の水利権の安定化について。

2、大川の治水については、下流のピーク流量は、ダム予定地下流の支川の影響が大きいものであり、河川の拡幅と、堤防の嵩上げの範囲内で対応するとともに、広葉樹林と水田の治水効果を再認識する治山治水対策を進めるこについて。

3、国道284号の建設については、昨年4月21日、宮城県及び気仙沼市と、前木地区の地権者5名（新月ダム建設反対期成同盟会員）との間で、国道建設とダム建設は別であるとする確認書が取り交され、20年ぶりに全地権者の基本的な合意が成立しました。

しかし、本年8月、宮城県は國の方針により国道284号は、新月ダム建設の一環であり、国道事業の進捗は、ダム計画の進捗次第であることを明らかにしました。

地元の長い苦労の末にまとまった「確認書」の趣旨を國も尊重し、國道がすみやかに建設できるようご配慮いただきたい。

4、新月ダムの建設が、沿岸養殖漁業の発展に役立つという理由がなんであるのか、その根拠について科学的に明らかにしていただきたい。

建設大臣には、ご多忙のことと思いますが、私たちの願いが実現しますよう、お願い申し上げます。

新月ダム建設反対期成同盟

前木地区代表　吉田一義
甘一地区代表　小松貞衛

連絡先　事務局　宮城県気仙沼市字久保207

熊谷博之
電話 0226-55-2707

二風谷ダム・平取ダム問題（北海道）

平取町に造られる両ダム建設計画について

北海道沙流川をまもる会 山道 康子

北海道沙流郡平取町において、沙流川総合開発事業の一環として建設計画が立てられております。二風谷ダム、平取ダム、いずれも多目的ダムとして、開発計画推進の方策が具体的に検討されつつあります。住民に何の利益をもたらさないこのダムに、建設計画の白紙撤回を求める運動をさまざまな形で…当会は進めてきました。

和光大学の生越忠教授に（地質学、開発公害論）で有名な専門家の方に、建設予定地を調査頂き「全体として軟（脆）弱劣悪」との予察的結論を下されました。

また私共も専門家について、地質や植生に関して勉強をしました。知らない事は楽な事ですが…知つてみると、ダムなんて何んの必要性もなく、苦東工業用水のなにものでもないのである。学習のおおまかな事をのべたいと思います。

「ダム建設予定地の地質」

二風谷ダムについては、「左岸は、ダムサイトが非常に低くて段丘面に連続している（段丘面の標高が約48メートルで、ダムの満水面も24メートル）ので、カーテンウォール380メートルで施工する計画である。堤体そのものの安全性に不安がある。の質問により堤体をのばし左岸側の山際にもってきましたが…いずれも地質上からみて安全なるものは見当らないのである。

また、平取ダムについては、「平取ダムサイトにおいては、河床に幅1～2メートルあまりの断層もみうけられ、たとえ基礎処理を行っても、地震時には堤体の不等沈下するおそれもあります。（全体的に不連続面に沿って、岩質が劣化している状態なのである。）

地質構造は、主に深成岩類や片麻岩類からなる日高変成帯とその両側に粘板岩、チャート、輝緑凝灰岩などからなる日高累層郡褶曲帯からなる。さらに西へは、白亜系向斜帯地帯は中生層及び第三紀層、第四紀層が分布する。日高変成帯の西側は、構造運動がさかんで複雑な地質構造をもち、かなり大きな断層、破碎帯が発達している。構造的な弱さに加え表層部がスライス化している所も多く、さらに標高も高いため、氷点以下の気温になりやすいうともあって山地崩壊個所も多く、とりわけ額平川上流域では南北性の褶曲軸を東西で切るように断層が発達しているため崩壊が激しく、流出土砂也非常に多い。沙流川の上流を川はいずれもこれらの地域に源を発している。（活断層も存在している可能性も考えられる。）

「堆砂の問題、ダム寿命に結がる」

二風谷ダムの建設予定地の上流の沙流川本流に1958年7月に建設された北海道電力の岩知志ダムは504万立方メートルの総貯水容量に対して、完成してから約20年しか経過していない1978年10月の段階における総堆砂量がすでに335万500立方メートルを超えており、全堆砂率70%という高い値になっている。岩知志ダムは全国で4位になった訳です。これらの事を考えても、二風谷ダムは総貯水容量3,150万立方メートルに対して、堆砂容量550万立方メートルと計画され、また、平取ダムは、総貯水容量4,580万立方メートルに対して、堆砂容量1,190万立方メートルと計画されているので…両ダムの計画堆砂率はそれぞれ17.46%および25.98%となる。これらの数値は岩知志ダムの全堆砂率がきわめて高い値を示していることなどからみても、かなり過小に見積もられていると考えます。

「堆砂による埋没が急速に進む原因」

両ダムとも国有林があり、現在でも山地崩壊の跡が多数ある。この地域は、地にり、崩壊防止のためには、積極的な伐採規制の強化が必要であるのですが…それらの事もなされてはおらずこれらの処置は、ダム建設に関係なく下流域の防災的施策としても必要なのである。

ダム建設となれば、更に重要なのである。おなじく平取ダム上流の宿主別伐採幼令林地区は、渓床荒廃個所が多く、したがって生産土砂も多いため、ダムの堆砂問題の鍵をぎっているのである。とりわけ、額平川上流域では南北性の褶曲軸を東西で切るように断層が発達しているため、崩壊が激しく出土砂も非常に多い。

一般に出土砂は河川上流地域に伐採、林道建設等の開発が進めば増える傾向にあり、当地区の平取ダム上流域でも年々、伐採、林道建設の拡大が進む現状からして堆砂の速度は早まる。

「シシャモ・サケの多大な影響と気象の変化」

シシャモの産卵に適する底質は、一定の範囲の粒度組成を持ったものである。ダムが建設されるとダム貯水池の下流部における底質の変化によって、シシャモの産卵に大きな支障をきたし、また、支川より流出される砂礫は重要な産卵床となるものであり、ダムにより砂礫は流出されなくなると、シシャモは壊滅的打撃をこうむる。サケももちろんの事、ダムにより壊滅的打撃からはのがれられないであろう。また、ダム貯水池の周辺地域に濃霧が発生しやすくなり、湿度が低下し、また、ダムから強い風が吹きつける。ダム上流は湛水により気温の変化、風向の変化、風力の急増などで農作物に大きな影響が出る。

「各種用水の取水、洪水調節」

「苦小牧東部大規模工業基地に対し、工業用水として27万立方メートル/日（3,125立方メートル/秒）の取水を可能ならしめるほか、平取町門別町の水道用水として最大5,350立方メートル/日（0.062立方メートル/秒）かんがい用水として最大3万2,000立方メートル/日（0.37立方メートル/秒）の取水を可能ならしめる」。これらも、高度経済成長時代に立てられた、苦小牧東部大規模工業基地建設計画が…完全に破綻した今日、この計画は全面的に再検討されるべきではないか。（洪水調節もたとえば…70年～100年確率）の降雨を想定して計画は立てられていない。

「発電のほのめかしについて」

計画によると、「新たに二風谷発電所、平取発電所を設け、それぞれにおいて最大出力3,000キロワット合計最大出力6,000キロワットの発電をおこなう。」とパンフにはあるが…新しく発電所を2つ建設しなければならない事情は現在でも存在していない。また、将来におかれても、新しい発電所を2つ必要とするような、電力需要の増大という事態は到来する可能性は考えられない。たとえば、発電するならば、ダム貯溜水を常に一定量以上にしておかなくてはならないが…そうすると同じダムに洪水調節機能及び利水機能をも果たせることが、一般論として非常にむずかしくなるのです。國（開発の子供だましの住民の利益ほのめかしや）の専門用語によるまどわせには腹がたちます。ダムの危険性は国民は知る必要があるので

新月ダム問題（宮城県）

にいつき
新月ダム開発を考える — 森は海の恋人
熊谷博之
新月ダム建設反対期成同盟事務局長

宮城県気仙沼市は、東北の北東部にある人口66,000人の水産業を中心とした一小都市である。リアス式の三陸海岸線は、天然の良港に恵まれ、マグロ、カツオ、サンマ漁の水揚げが多い。また、海岸線まで迫った森林からは、大川をはじめとする中小河川が気仙沼湾に流入し、牡蠣、ホタテ貝、ワカメ、コンブ等の日本有数の養殖漁場を形成している。

1973年8月8日、宮城県は、突如として大川水系（二級河川）にダム建設場所としての適地があるかどうかを調べるためにボーリング調査をしたいと、気仙沼市へ申し入れた。これを契機に、新月ダム問題がにわかに浮上した。

1989年、気仙沼市が行った市民意向調査の中で、新月ダム建設を市の最重要課題と答えたのは32.6%であった。また、湛水線測量の進捗率は30%にすぎず、新月ダム建設計画が発表されて以来20年経た現在でも、ダム建設の必要性を認める市民と、湛水線測量を認めたというかたちで建設に同意した関係地権者は、全体の3割以下というのが現実である。

市上水道の給水人口は1982年の65,900人をピークに減少しはじめ、1988年は63,700人となっている。

上水道の一日最大配水量も1982年35,200m³/日をピークに減少傾向を示し、一日平均配水量は1977年25,000m³/日をピークに1986年の23,000m³/日へと明らかな減少傾向を示している。また、当初計画と現計画を比較すると、治水計画、利水計画が下方修正されている中で、総貯水容量、利水容量いずれも大幅に大きくなっているが、この点、県は市に対して明快な説明をしていない。暫定水利権の許認可権を握り、県は市にダム建設を強要しているとみると頗当であろう。

森は海の恋人

1989年以来、毎年、気仙沼市で「森は海の恋人の集い」がもたれた。気仙沼湾でカキやホタテ貝などを養殖している漁民の人たちがメンバーである「牡蠣の森を慕う会」が、ダム反対運動を側面から支援している。

岩手県室根山を源流とする大川は、気仙沼湾に注いでいるが、森の栄養を含んだ水が川となり海に流入し、植物プランクトンを殖やし、それを餌として牡蠣、ホタテ貝が育っている。アワビ、ウニ、ワカメ、コンブ等の豊かな海の幸も約束されているが、それは森の恵みを川が運んでくれるからであり、そのことに気付いた漁民の人たちは、昨年から室根山にクマノミズキを植樹している。

そして今、その大川の河口部よりわずか8km上流部に、堤高66m堤長480mの新月ダムが

建設されようとしていることについて、原初からの森、川、海と続く一連の生態系を狂わし、養殖漁業に致命的な打撃を与えるのではないかと、漁民の人たちは重大な関心を寄せ、検討をはじめた。

'90年第2回「森は海の恋人の集い」で、北海道大学水産学部の松永勝彦教授は、北海道地区や全国の沿岸で問題になっている「磯焼け」現象についての講演を行った。

磯焼けとは、海底の岩盤を石灰藻が被い、海藻類が全く育たなくなり、魚、貝、コンブなどの海の幸が激減し、海の砂漠化といわれる状態をいう。暖流による水温上昇説、貧栄養説、ウニによる食害説が検討されているが、松永教授は海水中の鉄分の不足に注目され、その原因は「陸」にあると考え、調査研究を進められてきた。ダムの建設や河川改修、あるいは流域の開発によって森林が失われたり、広葉樹が針葉樹に変わったことなどが、海に流入していた鉄分が減少してきた原因であることを科学的に裏付けられた。

牡蠣の森を慕う会の漁民の人達はじめ、海に生きる人々は、いま、川、そして森に目を向け、自ら樹を植えることをはじめた。

国際水産文化都市をめざす気仙沼市は、海との関わりの中で生きていかなければならぬ宿命にある。20年間、新月ダム問題は山間部の少数の地権者だけの問題として、政治的に封じ込まれてきた。しかし、海にとって森から川へとつなぐ一連の生態系の重要さが、海の民によって改めて見直されてきたいま、新月ダムの建設も根本から再検討されなければならない。

「森は海の恋人」この言葉の意味は深い。

新月ダム計画内容の修正

1. ダム諸元	当初計画	現計画
位 置	左岸：宮城県気仙沼市宇柳沢地内 右岸：“ 宇金成沢地内	
型 式	重力式コンクリートダム	同
堤 高	62.0 m	66.0 m
堤 長	425.0 m	480.0 m
堤 体 積	300,000 m ³	377,000 m ³
非越部標高	EL 77.0 m	EL 81.0 m
2. 蓄 水 池		
集水面積	88.0 Km ²	88.9 Km ²
湛水面積	0.79 Km ²	0.90 Km ²
総貯水容量	12,700,000 m ³	15,500,000 m ³
有効貯水容量	9,700,000 m ³	12,500,000 m ³
常時溝水位	EL 58.5 m	EL 64.5 m
洪水時溝水位	EL 75.5 m	EL 78.5 m
3. 水需要計画		
給水人口	S 65年 120,000人	S 85年 75,300人
計画給水量	72,000 m ³ /日	42,400 m ³ /日
ダムによる開発水量	42,000 m ³ /日	20,000 m ³ /日

渡良瀬遊水池の開発をやめさせよう

(栃木・群馬・茨城・埼玉県)

失われた価値ある湿地

現在の貯水池があったところは、かつてはヘラブナの釣り場として全国的に有名なお化け沼があり、うっそうとしたヨシ群落の中に浅い沼が点在して、湿地そのものでした。その湿地には岸から順にヨシ、ガマ、マコモなどの抽水植物、ヒシ、ヒツジグサなどの浮葉植物、フサモ、クロモなどの沈水植物が生育し、浅い水面をエサ場やねぐらとする水鳥類およびこれを餌食とする猛禽類が今の遊水池よりもっと多く生息していました。

全地球で1日に約100の種が絶滅し、地球環境の危機が叫ばれているなかで、かつての遊水池こそが多くの動物、植物を育む、かけがえのない湿地であり、人々に安らぎを与える場所でした。その湿地が今はコンクリート護岸で固めた無味乾燥な貯水池に変わっているのです。

破壊される野鳥の楽園

終わりなき開発工事は野鳥の楽園に大きなダメージを与えています。繁殖地が破壊され、野鳥の種類と数が減りつつあります。広いヨシ原を必要とするワシタカ類にとって遊水池は東日本最大の集団越冬地ですが、開発工事の進展で生息域が次第に狭められ、今は第二調節池が残された最後の楽園になっています。この第二調節池で第二貯水池等の開発工事が行われれば、遊水池の生態系の頂点にたつワシタカ類に対して決定的な打撃となるでしょう。

下流水道水のカビ臭

1990年の夏は江戸川流域の住民にとって憂鬱な夏でした。7月から8月にかけて水道水が上流から下流まで一斉にカビ臭くなりました。原因是渡良瀬貯水池（谷中湖）でした。貯水池では藻類の異常増殖が進み、90年夏はアオコが全湖面を覆う、凄まじい状態でした。この藻類一杯の水が渴水時に利根川へ補給されたのですから、その影響は甚大です。藻類が生産するカビ臭物質が利根川から江戸川に流れ込んで、江戸川から取水している水道水が軒並みカビ臭になりました。91年、92年の夏にもカビ臭問題が起きています。

家庭排水等の流入で栄養塩類（窒素とリン）を高濃度に含む、渡良瀬川最下流の水を貯水すれば、藻類の異常増殖が進行するのは当然のことです。貯水池の栄養塩類濃度は水道原水としての環境基準の5~10倍にもなっています。このような場所に貯水池をつくること自体が間違っていたのです。計画中の第二貯水池も下流水道水のカビ臭を引き起こす元凶になることは火を見るよりも明らかです。

1990年8月27日の新聞記事

東京・埼玉の水道水 養分多く汚れ?

渡良瀬貯水池

裏、地下水道水の「おいしくない」理由が、このままではあり、都道局などが大変の活躍を挙げ、それでも、カビ臭、とうとう表情が相次いでいたことがわかった。新たにまくった水の取水系や、その時期などから、首都圏の水分子である利根川上流せきのついで、完成したばかりの渡良瀬貯水池の放流が起きたことを想定した。

第二貯水池の計画とゴルフ場の増設にストップを!

必要性のない現貯水池と第二貯水池

建設省は首都圏の水不足解消のため、ダムや貯水池の建設が必要であるとしていますが、実際はそうではありません。90年夏の渴水は利根川水系ダムの過大放流によって引き起こされたものです。ダムの放流を合理的に行っていれば、1億m³程度の貯水量を上積みすることが可能であり、取水制限は必要ありませんでした。また、今後の水需要の増加もさほど大きなものではなく、すでにある水源の活用で十分に対応することができます。第二貯水池を建設する必要性は全くありません。

さらに、現貯水池も夏場の貯水容量は利根川水系ダム全体の3%しかなくとも、渴水時には何ら問題がありません。

治水という目的もあやふやなものです。現貯水池のもつ治水容量1000万m³は、遊水池が元々もつ治水容量約18000万m³の6%、第二貯水池に至っては3%しかなく、治水計画の精度からすれば、誤差範囲内の容量にすぎません。

必要性のない貯水池によって下流住民は水道水のカビ臭に悩まされているのです。

自然の保全と両立しない開発

最近、建設省は遊水池の自然を重視する姿勢を示し、現貯水池の護岸でヨシを生育させる試験工事をはじめました（といっても、コンクリート護岸の上に土を載せてヨシを植える安易な工法ですが）。しかし、ヨシが順調に生育することはまずありえないでしょう。現貯水池は通常の年でも治水目的のため、夏期と冬期で3.5mも水位が変動し、さらに渴水年には利水目的も加わるため、その水位変動幅が4~5m以上（最大6.5m）にもなります。ヨシ等の水生植物はそのように大きな水位変動に耐えることができません。現貯水池をヨシ等が生育する自然の豊かな湖沼に変えるためには治水利水の目的を放棄して水位の変動をなくすこととコンクリート護岸をはがすことがどうしても必要です。同様に、治水利水の目的をもつ第二貯水池の建設はどのような近自然型工法を採用しようとも、第二調節池の自然を大きく破壊するものにしかなりません。

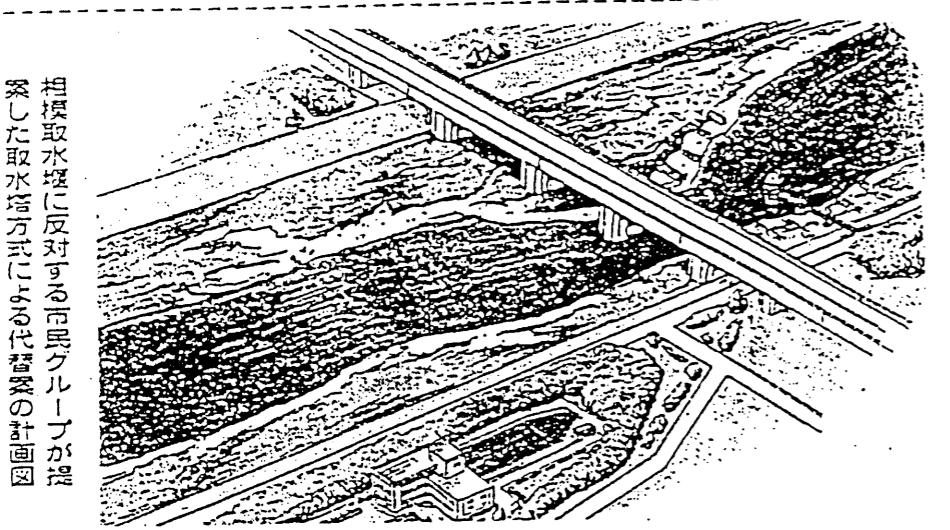
ゴルフ場の造成も遊水池の自然を根底から覆すものとなります。また、第二調節池のゴルフ場の造成は野木町や古河市等の水道水に対して農薬汚染の危険性をもたらします。

自然と歴史を学ぶ場としての遊水池へ

ゴルフ場で地域振興をはかるという話は、実際にゴルフ場ができるみると、全くの幻想であることが分かりました。雇用人数は30人程度、地元の税収もわずかなものです。開発ではなく、遊水池のかけがえのない自然を生かした町おこしを考えるべきです。生きた自然との関わりで素晴らしい体験ができ、また、公害の原点としての歴史を学べる、そのような遊水池のこれからの方針をつくっていきましょう。

建設省の行うべきこと

以上のとおり、建設省が近自然型工法の導入に努めたとしても、開発事業を動かしがたい前提としている限り、遊水池のかけがえのない自然を回復することも保全することもできません。開発事業の必要性そのものを問い合わせなければなりません。私たち住民協議会は、それをテーマとしたシンポジウムを企画し、建設省の出席を求めてきましたが、建設省はかたくなに拒否してきました。建設省がいま行うべきことは、開発事業そのものの見直す一步として、私たちが提起しているシンポジウムに出席することです。



相模取水権に反対する正眼クループが開発した取水権方式によるやや粗陥の計画図

市民団体が代替案

取水塔与活路儿

水位確保の工法も

生合の流れ止むなれまい

神奈川新聞
1993.3.13

相模大堤は勿れ頗るアマツヒト
つたん嘗べられた水を取
すむための施設で、西元
西元十九年（弘和二年）の令旨
たゞ。一田疇大約面三十一
万石が水を取て、二疇、
水、三疇、萬葉源の水
用水に利用する。九〇年
貯水トセバ手穀が水が
たが、既に六町の縣界地

合議庭の審議となり、
相模大野は御内閣大臣として
いたる間にいた水を取
するための施設で、御内閣大臣として
西十九点五公頃の御内閣地主の御内閣
方所。一町疊大約四十三
万立尺を取たし、御内閣
派、三箇、横瀬町の水を
用水に利用する。九〇年
間アヤヌ手筋が設け
たが、北川町の横瀬町
御内閣地主の御内閣

「田舎町に十日ぶりで、
だいの弓が帰る。今朝の
お画(お絵)が、お庭園の木枝(木
架)を庭州御用達の(1155
ご時)だにしたが、おのづかの懸
照(けんとう)だよ。」

は、「トーハウジングの無難の秘
訣を教わる」ひとつは、西洋式
の建築物だが、それがどういふ
た。飛田の企画団じて、アバ
ーク自らが教つてこ。
本多が新たに提案した
取水塔万基、川の中と塔
を建設し、取水するものと同

「相模大堰は取水限度を超えており、生態系を破壊する不要な計画だ」と訴える住民ら =28日、県庁内

相模原市中央四丁目、半額
敷金・庭田一戸建(2K) 10。

相模大野は国ケ原ダムに
水源を求む、奥木と遠藤等
市の人間が流れる相模三川、今
金額約四百九十五億の堤を
建設する計画で、関連施設
を含む総事業費は三百一十
六億円。今秋着工、九七年
に完成予定。一戸最大面積
十万㍍²(無税約十四㌶) の
水道用水を取水する計画。
請求は「水源の側が瀬戸
ムからの流入量を考慮する
と、相模川内の取水は相
模七ヶ所堰貯水。毎秒十五
㍑の取水は不可能で、堤
の建設は不要で税金の無駄
感」こととした上で、県が水
道企業団に提出した前年度
分六十一億九千九百万円の
返還料、本年度分五十六億
一千一百円の返し上などを求
めていた。

のせ「埋立地盤が造られる」と
と生態系が破壊される」と
指摘し、「アリの巣場所
や小鳥の巣入りはがなく
ない、駒鳥の巣場かの田ん
も影響を受ける」と計画的
見直しが述べてこた。
畠田がこのせ「取水に全
面的に反対する」ではなく
い。①取水塔方式②取水門
方式③下流の舞川取水堰を
共同使用する——など自然に
複数の取水方法を代替案と
して示したのに検討されな
しがれに反対し、水道企業団
は「建設費の倍出した畠田
計画では、側面ダムなどの
毎年十五億の取水が可能だ
といわれている。安定した水
道用水を確保するためには
は、取水堰が最も適切な方
法だ。隣境影響予測評価によ
り、河口付近は魚礁堆積を示
した」と話している。

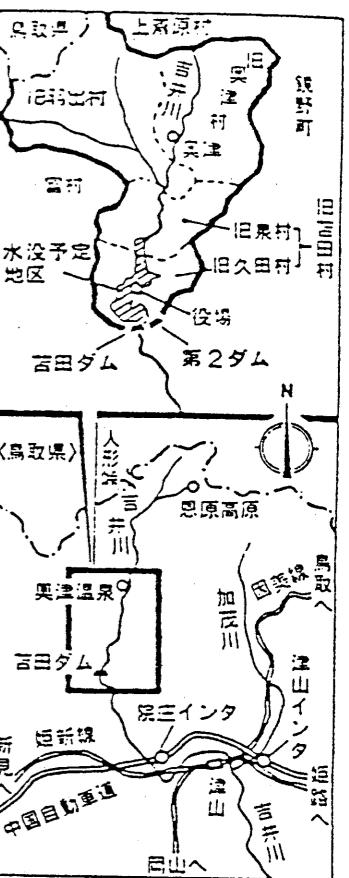
「相模大堰代稅全無歎追」

住民3200人が監査請求

県立図書館は田中義典が計画した「郷土大蔵」(現郷土館)は、郷土の生態系に重大な影響をもたらすの大蔵だ。また、同館は昭和四十一年の田中義典の死後、県立図書館はメンバーの計画川井一郎人が二十八日、県立図書館は、県立図書館の運営と生産性向上を求める住民請求を出した。三十人規模の請求は、県内では初めて。住民の要求が既下された場合が出来得る」とあります。

取水量过大で不要

(1) 岡山県内のダム建設地と水没地区(吉田ダム建設位置図)



自治権の侵害

このように大きな利権が絡むがゆえに、ダム水没予定地の建設反対運動に対するダム起業者の切り崩しは熱切であり、手段を選ばない。いすれば水没するという理由で、そこでの生活を維持する上で必要な道路補修等の公共事業を停止してしまつことである。

吉田ダム予定地・奥津町に対する岡山県の介入、嫌がらせはその最も露骨な例である。映画「秋津温泉」の舞台となった奥津温泉のある奥津町であるが、この町の中心部を湖底に沈めようというのが建設省が計画する吉田ダムである。四七〇戸が水没する地元は、ダム建設絶対反対の姿勢を示し、町議会でも反対意見が多数派を占め、町長もダムにあくまで反対する意志を表明してきた。

しかし、建設省の意を受けた県当局は、ダム建設に同意せよと、奥津町に対して様々な圧迫を加えてきた。道路の新設改修事業や圃場整備事業の不許可、医療センター建設の延伸から、災害復旧事業の凍結まである。その結果、「町がダムに反対するから、町民全体が不便をしのばなければならぬ」という意見が町民の間から出はじめ、ダム賛成派の勢力が次第に増大した。今や、町議会におけるダム反対派は少数派になっている。

一九八五年以降の町長は現在の町長で四人目である。県の補助事業の凍結で、予算が組めず、辞職を余儀なくされた結果であるが、不当な県の介入が一方で、町民の怒りを煽りさせ、町長選はいずれも反対派が圧勝している。県の切り崩しで移転する人も多くなっているが、理不尽な県の介入、圧力は吉田ダム建設阻止期成同盟会の反対の意志をさらに強固なものにしていく。なお、その後、九〇年四月になつて、町長（阻止期成同盟会の前副委員長）がダム容認に変わり、ダム阻止闘争はよりきびしい状況を迎えていたが、同盟会の人たちはこれからが本番と、闘志を燃やしていく。

三郵便局とか、一部郵便とか、言われているようだ。日本の自治体は行政的財政的な自主性が著しく制約されている。とりわけ、補助金制度は自治体を中央政府の下請け機関とする最も効果ある手段になっている。本来、補助金は国民生活の最低水準を維持するためのものであり、一定の基準を満たしていれば交付しなければならないものである。岡山県のように、自治体を屈伏させる兵糧攻めの手段として補助金制度が使われるに至つては、憲法でいう地方自治の本旨はどういったかと思わざるをえない。

町行政への圧迫

吉田ダム問題（岡山県）

吉田ダム計画は水官僚の作文

都市用水（吉田ダムの利水）42万tの算出は、如何にして出来たものか、量が余りにも多く、考え方の基盤が納得出来ないものです。56年の県議会の基本計画承認の段階で明白にしておくべきものであり、利水配分を確定、未確定利水量の程度とその処理を如何に考えてゆくか検討しておくべきことで、ズサンと言わても仕方のないことです。吉田ダムの利水・水需要計画は前記の通り、甚だズサン（杜撰）であるが、もともとズサンなのは吉田ダム計画で、それもその筈、水官僚（国＝建設省、県の役人）の作文なのです。

由来・沿革

戦後の食糧不足から増反、経済の高度成長の趨勢に便乗、時代ズレのしたものであります。岡山県は南厚北薄、県南の西高東低から備前南部にも水島のコンビナート的なものを考え、都市部大企業官僚（政・官・財）が結託し、水官僚が特定多目的ダム法を悪用して書いた作文（虚構）（吉田ダムは虚構・幻のダムへ都市部大企業の一方的なり。吉井川下流沿川の市町には何等役に立たないだけでなく、甚だ恐ろしい、危険なダム）であります。

一、ダムの諸元	本ダム	位 置 左岸 岡山県	右岸 同 右
型 式 重力式	型 式 コンクリート	堤 高 約七〇メートル	堤 高 約一〇九メートル
堤体積 〇〇メートル	堤体積 約三三五メートル	堤頂長 約一〇九メートル	堤頂長 約一〇九メートル
非越流部標高 一・九・一・一・四・四・四	非越流部標高 一・九・一・一・四・四・四	堤 長 約二七〇メートル	堤 長 約二七〇メートル
二、貯 水 池	三、H 期	四、水没概要	五、H 期
集水面積 二二七・四四	度（予定）昭和四七年～昭和六四年	水没家屋 〇〇、〇〇〇戸	度（予定）昭和四七年～昭和六四年
湛水面積 三・三・三	堤体積 〇〇メートル	公共施設 一〇ヶ所	堤体積 〇〇メートル
総貯水量 八五、〇〇	堤頂長 約一〇九メートル	道路關係 国道一七九号	堤頂長 約一〇九メートル
有効貯水容量 七九、〇〇	堤高 約三三メートル	宅 地 二五七	堤高 約三三メートル
洪水時満水位 一・一・一・〇メートル	堤体積 約七九、〇〇	山 林 一一〇ha	堤体積 約七九、〇〇
堤長 約四七〇メートル	堤長 約二七〇メートル	發電所 二ヶ所	堤長 約二七〇メートル
堤頂長 約一〇九メートル	堤頂長 約一〇九メートル	県道 箱根湯原線等	堤頂長 約一〇九メートル
堤体積 約七九、〇〇	堤体積 約七九、〇〇	〇ダムの諸元水没概要等に伴う変更の可能性がある。	堤体積 約七九、〇〇
堤長 約一・九・一・一・四・四・四	堤長 約一・九・一・一・四・四・四		

ダム計画の内容

真名子ダム問題（福岡県）

昭和46年10月18日「真名子ダム建設反対星野村協議会」が発足し20年を経過いたしました。この間、関係各位の献身的な御配慮と全村民の堅い信念のもとに現在まで建設計画は膠着状態を保っております。

しかし、北部九州水資源開発構想（第一次マスター・プラン）及び第二次、第三次マスター・プランの中でも矢部川水系のダム建設に向けての起業者側の動きは決して楽観できないものと思います。

この20年間、星野村はダム問題を抱えながらも「絶対星野村は水没させない」という、歴代の会長（村長）も毅然たる態度で対処されています。

今後私も、今まで同様このすばらしい星野村をダムの底に沈めることなく後世に残すため、私の全精力を傾注し、更には上陽町との連携を十分保ちながら反対運動を進めてまいります。

平成5年3月 真名子ダム建設反対星野村協議会

会長 高木万藏

真名子ダム建設計画反対決議書

我が星野村及び地域住民は、八女郡上陽町真名子ダム建設計画において、国及び福岡県は秘密のうちに膨大なるダム建設計画をたてて、水资源の美名のもとに星野村の存在を無視し、住民の永住権並びに不動産所有権をも無視した行動を断じて許されず、星野村議会並びに地域住民は勿論全村民と共に絶対反対する。

右、決議する。

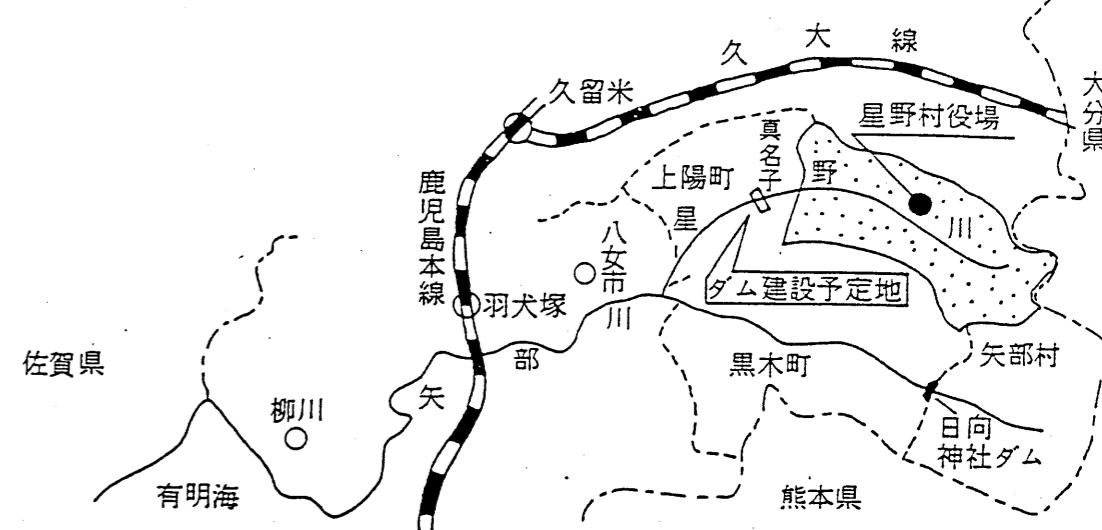
昭和46年10月5日

星野村村議会

平成5年
3月3日

- 県議会において、真名子ダム建設計画についての代表質問に對し、知事答弁。
内容…地元の強い反対で昭和50年代から凍結状態となっている真名子ダムについては、「地元と再三協議してきたが、できず今日に至っている」と、悲観的な見通しを述べた。

詳細図



真名子ダム

ダム諸元	型 式	重力式・コンクリート
	堤 高	70 (m)
	堤 項 長	220 (m)
	堤 体 積	330 (千m³)
貯水池諸元	総貯水容量	29,000 (千m³)
	堆砂量	3,500 (千m³)
	治水容量	9,000 (千m³)
	不特定容量	1,000 (千m³)
	利水容量	15,500 (千m³)
補償概要	家 屋	上陽 185 (戸) 星野 55 (戸) 計 240 (戸)
	道 路	12 (km)
	耕 地	上陽 40 (ha) 星野 16 (ha) 計 56 (ha)
	公共建物	上陽 1 (戸) 星野 0 (戸) 計 1 (戸)
	新規開発水量	27 (m³/s)

石木ダム問題（長崎県）

ダムからふるさとを守る

石木ダム建設絶対反対同盟 岩下和雄

私たちの反対運動の報告に当って、まづ石木ダム計画の概要についてふれてみたいと思います。長崎県の計画によると、川棚川の支流石木川の東彼杵郡川棚町川原地先をせき止めて造る県営の多目的ダムです。

ダムサイト 川棚町の中心部から北東へ3.5kmの川原地先

堤 高 56.5 m

堤 頂 長 473 m

集水面積 9.3 km²

総貯水量 674 m³

有効貯水量 644万m³

型 式 重力式コンクリートダム（一部ロックフィルダムと副ダムを併用）

水没家屋 川原45戸中37戸、岩屋30戸中22戸、木場48戸中5戸計64戸

水没水田 32.1 ha

水没畠 10.5 ha

水没山林 11.8 ha

目的は、川棚川の治水と佐世保市の水確保を狙った多目的ダムとなっています。取水総量は、1日6万9千トンで、そのうち佐世保市へ1日6万トン。地元川棚町へ7千トン、かんかい用水として2千トン取水が計画されています。県は、昭和48、49年度に調査を終わり、昭和50年度から総工費200億円で建設する計画でした。

反対運動の経過

1962年 県が町、地元に無断で現地調査測量を行なう。地元は町に、町は県に抗議し中止させた。

1971年 県より石木ダム予備調査依頼。

1972年7月29日 予備調査による覚書交換。県、ボーリング調査開始。

1974年8月26日 予備調査の結果「ダム建設可能」と県より報告。

1974年12月9日 川棚町町長の仲介で、知事に反対陳情を行なう。

1975年10月1日 前石木ダム建設絶対反対同盟結成。

1977年12月 県職員、町職員による戸別訪問が始まる。これに対し反対同盟は「県職員面会拒否」で対処する。

1979年3月 県は川棚町役場内に駐在員事務所を置く。これ以後、県職員の戸別訪問は強引を極め「酒食のもてなし」などによって同盟員の切り崩しを行なっていく。

1980年3月10日 同盟幹部の裏切りによって反対同盟解散。あくまでダム建設に反対していく住民が集まり、3月14日反対同盟を再結成する。

1982年4月2日 県土地収用法による立入公告「4月9日より1983年3月31日まで」

1982年5月21日 機動隊を導入して6月3日まで7日間にわたって道路や淡水線予定地に杭打ちを行なう。が反対同盟の粘り強い阻止行動で二次測量を中止する。

1983年1月17日 ダムサイト地点のボーリング調査を強行する。2カ所ある反対同盟所有の地質調査は、住民の強い反対で立入ることすらできず同年11月調査終了と発表。

◎ 成果と教訓

1. ダムからふるさとを守る会を中心とする学習活動と交流活動の中から「反対してもどうにもならない」と思っていた人々が立ち上ったことにより反対運動の方向が見えてきたし、理論武装して自信が湧いてきたことは学習活動と交流がいかに大切かという教訓である。
2. 県が土地収用法第11条により強制立入測量調査を行なったことに対し、テレビをはじめ、すべてのマスコミが反対同盟側についたのは「非暴力は人間にゆだねられた最大の力である。それを破壊のためのもっとも強力な武器をしのぐ」と言ったインドのマハトマ・ガンジーの言葉どおりの非暴力の闘いが功を奏した例と言える。このことは、水資源公団草木ダム建設所長荒木正夫氏も「ダム用地の交渉に臨んで強制測量、強行伐採等の無理押しは非常の場合を除き絶対禁物である。多数の相手に対して土地収用法ははてにできぬ……。伝家の宝刀は抜かない所に値打がある。」と報告していることでも高田県政が第1歩から誤ったと言える。反対同盟にとっては、機動隊と素手で闘ったことで自信がついたし、今では機動隊が来なければ気合いが入らないという人さえいる。
3. 「ダム絶対反対」と言うひとつの目標があるために家族の和は最高によく同盟員はみんな家族のような付き合いができるようになった。
4. 世論を味方にできれば闘いは勝てる。だから反対運動の孤立化は絶対避けねばならない。教宣活動を活発にし、全国の仲間が手を取り合うことも大切である。その中から自分達に合う反対運動を行なえばよい。
5. 予備調査を行なわせたことが、ここまで事を進めてしまった。予備調査は絶対許したらダメ。

◎ 問題点

1. '82年5月21日から6月3日まで行なわれた第1次強制測量の折、ふるさとを守るという考え方の違いから石木ダム関係3地区のひとつ川棚町木場郷は、賛成反対で2つに分裂した（反対同盟37、対策協11）。それ以来、昔からの近所付き合いもせず、反目して生活している。これもダム問題がなければ起らなかったことである。町から委嘱される嘱託はいないし、日本行政地図から長崎県川棚町木場郷は抹消されたと人々は言っている。分裂の原因である強制測量を許した川棚町（長）と川棚町議会は、もうどうすることもできないでいる。
2. 水没予定地区内の7割を絶対反対者が占めているが、地元には考え方の違う石木ダム建設絶対反対同盟（61世帯）と石木ダム地域住民の会（50世帯）と中立的ながらどちらかと言うと行政側に立つグループ（会の結成はない）、その他地区外の所有者（一部は県主体の石木ダム地権者連絡協議会を結成し県に協力）など複雑に分かれているので、県が使う数の論理にごまかされないようにしなければならない。

（ダム問題全国交流集会報告集1986.4より）

「東京の水を考える会」からの

メッセージ

水源自立を目指そう！

蛇口をひねるだけで水道の水が出てきます。汚水は知らぬ間にどこかへ流れ去ります。私たちの生活、こと水に関しては、私たちはわずらわしさから開放されています。

この一見豊かな生活も一皮剥いでみると、多くの犠牲のうえにこの東京の水が成り立っていること、多くの利権がたむろしていることが判ります。

遠くに求める水源・・・社会と自然の破壊

東京は水消費量（1日平均約500万立方㍍）の6割強を、遙か遠くの利根川水系にあるダム等に水利権を獲得して、まかなっています。ダムを造ると、その地域社会は根底から破壊されます。生活ができなくなるからです。もちろん自然も破壊されます。東京は、水源地域の社会と自然を根底から破壊してきたのです。

造られた水不足

2、3年に1回、首都圏では渇水騒ぎが起こります。「深刻な水不足」であるかのごとき印象を私たちは持ってしまいます。しかし事実は違います。からくりがあるのです。そのからくりとは、次の2つです。

①ダム群からの、意図的ともいえるほどの、過大放流

②現実性のない、過大な水需要予測

捨てられる自己水源（1）地下水

東京は1日平均約40万立方㍍の地下水を水道水源にしています。一番身近、おいしい、安全、夏は冷たく冬は暖か、・・・地下水は水道水源として最適です。東京都は地盤沈下と汚染を理由にこれを切り捨てようとしています。私たちの調査では、これらの理由はもはや根拠を失っています。新たな水源開発の口実でしかありません。

捨てられる自己水源（2）・・・放置される河川汚濁

河川の水質汚濁が原因で、玉川浄水場は1970年から水道水を造れない状態が続いています。自分たちで汚した川を浄化できずに、水道水を造れないまままでいる、これは、自己水源の放棄にほかなりません。多摩川を早急に浄化し、玉川浄水場を再開することが緊急の課題です。

まだまだ画策される水源開発

東京は自己水源を放棄しながら、新たな水源開発を画策しています。その代表格がハッカダムと渡良瀬第2貯水池です。かけがえのない地域社会と自然を、必要もない水源開発でさらに破壊しようとしています。なんとしても止めさせなくてはなりません。

水源開発はまったく不要

東京の水需要は1970年頃から横ばいです。これから幾らか水需要が伸びるとしても、節水の推進と、雨水の全面的地下浸透による地下水涵養、河川浄化による水源の回復・・・をおこなえば、十分にまかなえます。新たな水源開発はまったく不要です。この様な努力をしないで、なおかつ過大な水需要予測を立てて、新たな水源開発を進めるのは、巨大な利権が絡んでいるからです。利権あさりのための水源開発、なんとしても止めさせねばなりません。

水源自立を目指そう

新たな水源開発を止めさせるだけでなく、節水の推進と、雨水の全面的地下浸透による地下水涵養、河川浄化による水源の回復・・・をおこなえば、いまよりはるかに自己水源率を上げることができます。いま持っている水利権の1部を返上することも可能です。それは、より自然を大切にすることにつながるのです。

「東京の水を考える会」は、以上のような考え方で運動を進めてきました。これからも、さらにこの方向で運動を強化発展させたいと考えています。皆さん、共に頑張りましょう！

1993年7月31日

東京の水を考える会

「水源開発問題全国連絡会」

結成宣言（案）

私たちは本日、「必要性のない水源開発事業の中止」を求めて長年らい全国各地で奮闘している全国各地の七〇余名が集まり、「水源開発問題全国連絡会」結成集会をもつりました。

熊本県五木村の川辺川ダム問題、福岡県星野村の真名子ダム問題、徳島県木頭村の細川内ダム問題、岡山県奥津町の苦田ダム問題、福井県美山町の足羽川ダム問題、岐阜県の長良川河口堰問題、神奈川県の相模川開発問題、栃木・群馬・埼玉・茨城の四県にまたがる渡良瀬遊水池の開発問題、宮城県気仙沼市の新月ダム問題、北海道平取町の沙流川開発問題、合計一〇カ所から、現地の状況と水源開発事業の問題が報告されました。

報告されたすべての水源開発事業に共通していることの第一は、それらが三〇、四〇年も前の計画、構想に基づくものであり、現在は事業を推進する根拠が失われていることです。第一は、これらの問題に対する、行政の不誠実きわまりない対応です。誠実な話し合いをしないばかりか、手段を選ばぬ反対運動の切り崩し、公共事業の停止による過疎化の促進・・・どれをとっても許されることではありません。第二は、水源開発事業予定地域の住民が、いま述べた状況に長年おかれていることにより、物心両面で疲弊していることです。それも、根拠を失った水源開発のため、というのでは、人道上許されるものではありません。

その根拠を喪失してしまった水源開発事業が、現在なお執拗に強行されています。もはや、「その目的は政・官・財一体となつた、巨大利権の獲得にある」、といわざるをえません。私たちは、水源開発のこのような虚構を具体的的事実で明らかにしつつ、必要性のない水源開発事業から、地域社会とかけがえのない自然を守り続けなければなりません。

それを目的に、①互いに情報の交換をはかること、②水源開発問題を予定地だけでなく流域住民の課題として、ひろく国民的課題としてとらえること、③互いの力を結集して建設省などと共同交渉を行うこと、などが緊急の課題であることを、私たちにはこの集会で確認しました。

以上の確認に基づき、本日ここに、「水源開発問題全国連絡会」の結成を宣言します。

「水源開発問題全国連絡会」結成集会参加者一同

一九九三年一月一六日